令和元年10月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和元年10月28日(月) 開会 午前9時31分

閉会 午前9時41分

場所 議会運営委員会室 出席委員 齊藤邦明委員長

杉島理一郎副委員長、井上航副委員長

松澤正委員、白土幸仁委員、木下高志委員、田村琢実委員、本木茂委員、

齊藤正明委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、井上将勝委員、

木村勇夫委員、安藤友貴委員、権守幸男委員、秋山文和委員

出席者神尾高善議長、新井豪副議長

欠席委員 なし

説明者 奥野立副知事、石川英寛企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

委員長

1 10月臨時会の付議予定議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

なお、説明の際は、着席したままで結構である。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、10月臨時会に提案させていただく議案について、御説 明申し上げる。

本日、10月臨時会の招集について告示をさせていただいたところ、議会運営委員会の委員の皆様におかれては、御多忙のところお集まりをいただき誠に感謝する。この場をお借りして御礼申し上げる。

それでは、お手元の資料「埼玉県議会令和元年10月臨時会付議予定議案件名総括表」を御 覧願う。

提案を予定している議案は、予算1件、条例1件の合計2件である。豚コレラ対策に関し、 9月定例県議会閉会後も引き続き、予防的ワクチン接種に向けた国との調整を進めていた。

また、10月12日から13日にかけて、台風19号が本県を直撃し甚大な被害をもたらした。その後、10月21日には国との調整を終え、ようやくワクチン接種が可能な状況になったことに加え、台風19号への緊急支援策も取りまとまったことから、これらの案件ついて御審議いただくため、臨時会を招集させていただいた次第である。

それでは、議案について、私から主な内容を御説明する。

はじめに予算については、豚コレラの更なる感染拡大を防ぐため、予防的ワクチンを県内全域で段階的に接種する経費や、台風19号で被害を受けた中小企業や農家への支援に要する経費について、所要の補正をお願いするものである。その結果、一般会計の補正予算額は、4,395万3千円となったところである。

次に、条例については、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更を踏まえ、豚コレラワクチンの注射に係る手数料を追加するため、埼玉県手数料条例の改正をお願いするものである。

以上で私からの説明を終わる。議案の詳細については、引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしくお願いする。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により御説明させていた だきたいと存じる。

10月臨時会に提案を予定している議案は、先ほど御説明した予算1件、条例1件の合計2件である。

それでは、はじめに条例案を御説明させていただく。恐れ入るが、資料 2 「条例案の概要」 を御覧いただきたいと存じる。

1番の「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」は、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更を踏まえ、家畜注射手数料の項目を追加するものである。具体的には、豚コレラワクチンの注射に係る手数料を新たに320円と定めるものである。

なお、家畜防疫員が農場に立ち入り、ワクチンを初めて接種する際の手数料は、農家の方の 経済的負担を減らすため、免除することを予定している。条例については、以上である。 続いて、補正予算案を御説明させていただく。

資料3「令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)案の概要」を御覧いただきたいと存じる。

この補正予算は、豚コレラの更なる感染拡大を防ぐため、家畜伝染病予防法第6条に基づく 予防的ワクチンを県内全域で段階的に接種する経費に予算措置を講じるとともに、台風19号 で被害を受けた中小企業や農家への支援に要する経費について補正予算を編成したものである。

その結果、一般会計の補正予算額は、4,395万3千円となり、既定予算と今回の補正予算を合わせた累計額は、1兆8,972億7,524万6千円となる。

それでは、「3 内容」について御説明する。

まず、1つ目の 、「予防的ワクチンの接種」については、速やかに豚コレラワクチンの接種 を進めるため、ワクチンや注射器、防護服などの医薬材料等の購入やワクチン接種を担う家畜 防疫員や民間獣医師の確保に要する経費を計上している。

次に、2つ目の 、「台風19号で被害を受けた中小企業等への支援」については、台風19号で被害を受けた中小企業や農家の方への支援を講じるものである。中小企業への支援については、融資限度額を5,000万円から1億円に拡大し、100億円の融資枠を新設する。また、農家への支援については、農業近代化資金の融資枠を10億3,000万円から15億3,000万円に拡大する。なお、中小企業への融資制度、農業近代化資金ともに金融機関への利子補給に要する経費となるが、償還期間が将来にわたるため、令和2年度以降の支出分として債務負担行為も設定している。

「4 財源」についてだが、今回の補正では、特定財源である使用料・手数料、国庫支出金のほか、一般財源については繰越金を充てることとしている。

資料4は、一般会計補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、10月臨時会に提案を予定している議案の概要である。よろしくお願いする。

委員長

次に、ただ今執行部から説明のあった議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例 のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は10月臨時会開会 日・10月31日(木)の知事の提案説明終了後の休憩中速やかにということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

2 10月臨時会の会期予定についてだが、10月31日(木)に開会される臨時会の会期は、1日間とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、10月臨時会開会日・10月31日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >